（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象附属施設及びその敷地

四　［略］

五　廃止措置期間性能維持施設

六　廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第八十四条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条　［同上］

［一～四　同上］